

任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書

本書により、国家公務員共済組合法第126条の5第5項の規定により任意継続組合員でなくなることを申し出ます。また、前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金がある場合は還付を請求します。

Main application form with sections for member info, residence, and reasons for withdrawal (e.g., death, resignation, re-joining).

※ 脱退事由が4（死亡）の場合は記入してください。

Successor information section (相続人) including name, birth date, and bank account details for refund.

※ 請求者が上欄②の相続人と異なる場合は記入してください。

Applicant information section (請求者) including name, birth date, and address.

送付先 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 任継担当あて

<任意継続掛金の還付について>

本書の提出により確定した資格喪失日に基づき、未経過期間分の任意継続掛金は還付します。概ね、本書類の受付日の翌月上旬に「還付通知書」をご自宅あてに送付し、同月20日（非営業日の場合は翌営業日）に送金します。

(共済センター事務処理欄)

Table with columns for payment date, review status, qualification loss date, refund period, and amount.